

立地適正化計画とは

1) 策定の背景と目的

本市では、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針として、令和5年3月に「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針」を策定し、駅を中心とした、歩いて暮らせるまちづくりを掲げ、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸を見据えた将来像を描いています。この中で、市内に計画されている5つの駅周辺は、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」として将来都市構造に位置付け、にぎわいと活力のある市街地を形成することとしています。

また、全国的な人口減少・少子高齢化社会においては、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営が今後のまちづくりにおける大きな課題として捉えられています。このような背景から、商業施設、医療・福祉施設や住居等がまとまって立地し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで、誰もがアクセスしやすい「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを推進するため、平成26年8月に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

このような状況を踏まえて、第二次まちづくり基本方針をさらに具体化し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定するものです。

2) 立地適正化計画の記載事項

立地適正化計画には、都市全体を見渡しながらか居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載します。

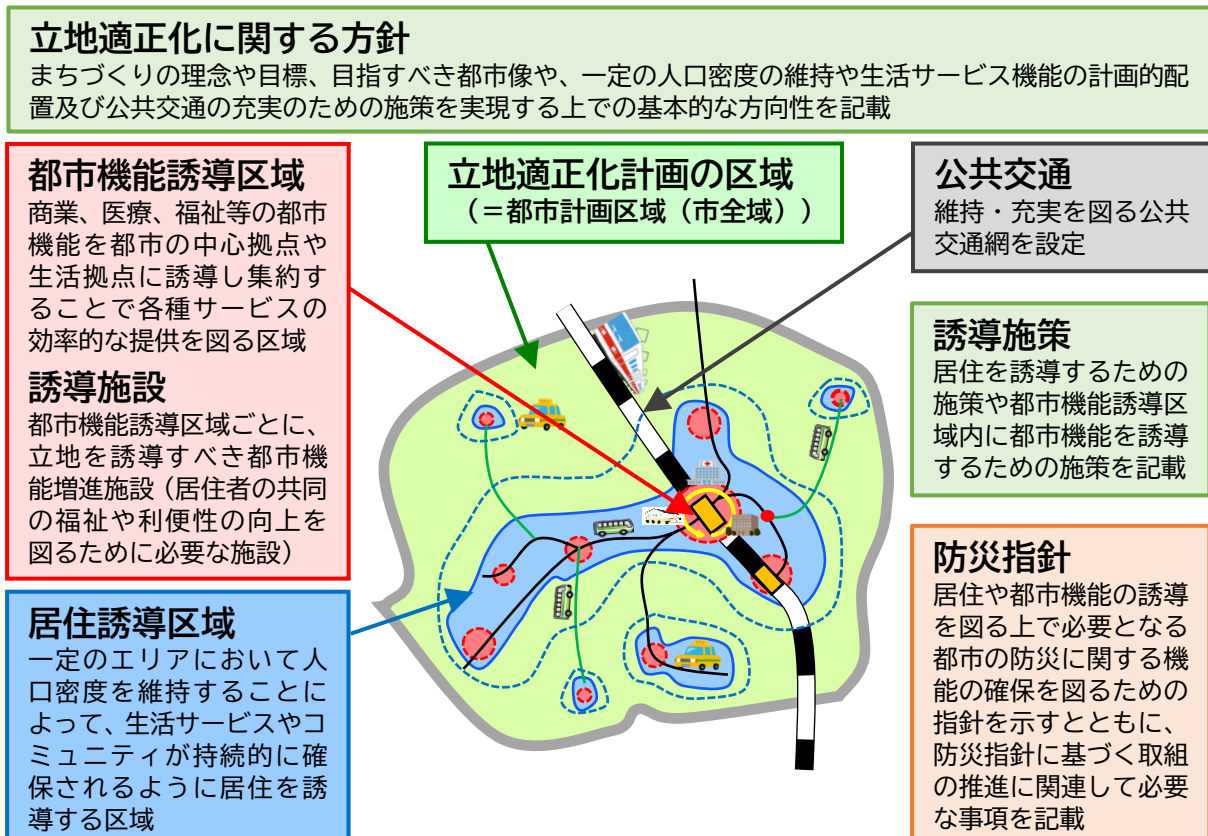


図 立地適正化計画のイメージ（資料：国土交通省資料を編集）

3) 既存計画との関連性

立地適正化計画と本市の既存計画や東京都の計画等との関連性は下図のとおりです。

